

豊川市地域公共交通会議について

1 地域公共交通会議設置の目的

新市民病院の建設や、合併による公共施設の再配置などに対応した、各地域における住民生活に必要な輸送の確保と、地域間を有機的に結ぶことによる公共交通の利便性の増進を図ることは、本市の喫緊の課題となっています。

また、本市の総合計画においても「多くの市民が公共交通を利用しています。」を将来目標としており、地域の実情にあった総合的な輸送サービスの在り方について検討する必要があります。

そのため、本市における公共交通についての計画を「豊川市公共交通基本計画（仮称）」として策定し、同計画に基づく計画的・効果的な実施を行うため、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられた地域公共交通会議を設置するものです。

この地域公共交通会議を経た事業等については、道路運送法に基づく許認可等の手続きが簡略化・弾力化されるメリットがありますが、基本構想の段階から地域の関係者などに参画していただくことによる市民全体との合意形成や、関係機関との調整を図っていきます。

2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議

市町村が主体となり、地域公共交通のネットワークのあり方や利便性の向上策等の協議を促進するため、平成19年10月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、市町村が策定する地域公共交通に関する計画の実効性を高める仕組みが整備されました。

この協議会による「地域公共交通総合連携計画」の策定や、計画内で国土交通省の認可を受けた事業に対しては、補助金等の優遇措置を受けることができます。

地域公共交通会議においては、公共交通機関のうちバス等を対象とした公共交通基本計画の策定を計画していること、協議会の構成員が重複していること、また、協議会参加者に協議結果の尊重義務があることなど、地域公共交通会議と類似する点が多いため、本市においては、地域公共交通会議と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を兼ねて設置することとします。